

# 首都大学東京大学院の「これまで」

経営企画室 教育研究支援課  
飯村 学

ここでは、首都大学東京の大学院について、その前身の時代からのこれまでの経緯や特徴と、2007(平成19)年4月に施行された大学院設置基準改正に対する対応状況をご紹介します。

## 1 都立の大学院についてのこれまでの経緯

### (1) 前身の大学の時代

1949(昭和24)年に開学した東京都立大学は、学年進行に伴い1953(昭和28)年に大学院を設置し、1955(昭和30)年には博士課程を開設するなど、当初から大学院教育を重視してきました。この時期に大学院を設置した公立大学は、他には大阪市立大学と大阪府立大学しかなく、国立でも同じ年に新制の大学院を設置したのは、関東地区では、東京大学、一橋大学、東京工業大学、それに東京教育大学だけで、新制大学の大学院設置はかなり後になってからでした。

こうした中、都立大学の大学院は他大学からも大勢の学生を集め、多くの研究者等を輩出してきました。

この傾向は今日まである程度続いており、全国平均に比べ、自校出身者の割合が少なくなっています(表1)。

この間、学術研究の高度化や国の大学院重点化政策等の影響もあり、都立の大学においても理系を中心に進学率が上昇し、大学院教育の比重が高まってきました。

都立大学は1997(平成9)年、大学院の学生定員を大幅に増員し、翌年には大講座化を行うなど、それにふさわし

い体制を整備しました。1990(平成2)年に設置された東京都立科学技術大学大学院においても、1996(平成8)年に学生定員が増員され、2001(平成13)年には博士課程3専攻への再編が行われました。

また、高度専門職業人の養成や社会人の教育にも積極的に対応してきました。

都立大学には、1994(平成6)年、独立研究科である都市科学研究科が、都立としては初めて昼夜開講(大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例)を行う大学院として設置され、入学定員の半数を社会人特別選抜枠とし、自治体職員などを受け入れました。2003(平成15)年には、第一線の社会人が学びやすいよう、新宿の都庁舎をサテライトキャンパスとして夜間や土曜に開講するビジネススクール(社会科学系研究科経営学専攻)を、翌2004(平成16)年には、司法制度改革に基づく法科大学院として同研究科に法曹養成専攻(専門職学位課程)を設置しました。

一方、2002(平成14)年設置の東京都立保健科学大学大学院は、医療現場における指導的人材を育成するため、夜間等に授業を開講し、多くの現職者を受け入れました。

### (2) 首都大学東京の開学と研究科の再編

首都大学東京の大学院は、2005(平成17)年、統合前の各大学の研究科構成を引き継いだ形で発足した後、2006(平成18)年から、新しい大学の理念に基づく内容及び構成に研究科・専攻を再編しました(図1)。

文部科学省への設置届出書では、新しい大学院の特色として、教育課程の体系化やプロジェクト型演習の導入等による教育機能の強化、他専攻科目履修の推奨や共通科目の導入等、分野横断型教育研究の展開などをうたいました。

この間、各研究科とも大学院教育の充実に力を入れ、優れた大学院教育の取組に対する国の重点的支援事業である「魅力ある大学院教育」イニシアティブに2005(平成17)年に2件が、大学院教育改革支援プログラムに2007(平成19)年に3件が採択されました。

ただ、最近10年間程度の大学院入学志願者数の推移を見ると、特に文系で低下傾向にあり、理系も一時期の増加傾向が頭打ちになっています。他大学における博士課程の整備や大学院重点化の影響等があるものと思われます。

表1. 理工学研究科の大学院学生定員

首都大学東京(平成18年度入学者) (人)			
研究科	入学者	自校出身	%
人文科学研究科	56	12	21.4%
社会科学系研究科	49	3	6.1%
理工学研究科	193	117	60.6%
都市環境科学研究科	146	104	71.2%
システムデザイン研究科	128	109	85.2%
人間健康科学研究科	48	19	39.6%
合計	620	364	58.7%

全国の大学院(平成18年度学校基本調査) (人)			
専攻分野	入学者	自校出身	%
人文科学系	5,582	3,221	57.7%
社会科学系	8,616	3,696	42.9%
理学系	6,802	5,219	76.7%
工学系	31,531	27,371	86.8%
保健系	5,741	3,381	58.9%
その他	19,579	11,553	59.0%
合計	77,851	54,441	69.9%

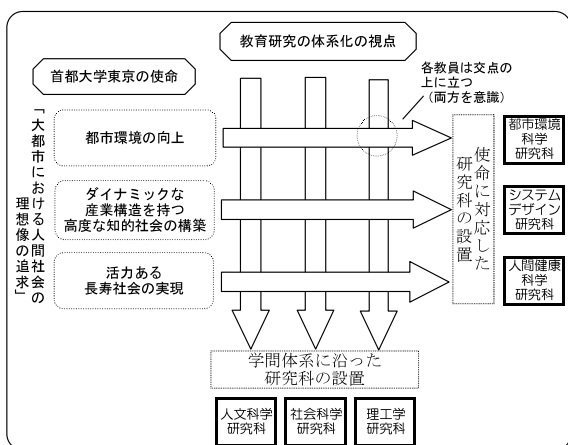


図1：首都大学東京 大学院再編の考え方

## 2 大学院設置基準改正に対するこれまでの対応状況

2005(平成17)年9月、国の中央教育審議会は、「新時代の大学院教育 - 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて - 」と題する答申をまとめました。この答申は、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開）と国際的な通用性、信頼性の向上を基本的な考え方とし、国や各大学院にそれに向けた取組を求めています。

これを受け、国は大学院教育の実質化に向けて大学院設置基準を改正し、2006(平成18)年5月、各大学に通知しました。この改正は2007(平成19)年4月に施行されました。

この通知を受けて首都大学東京では、各研究科教授会、教務委員会、教育研究審議会で検討の上、大学院学則を改正するとともに、学長から各研究科長あてに、各研究科において具体的な対応等を検討し実施することを文書で依頼しました。大学院学則の改正と各研究科へ依頼した取組事項の主な内容は次のとおりです。

### (1) 各大学院の人材養成に係る目的の明確化

大学院学則に、研究科ごと課程ごとに教育研究上の目的を定め、大学のホームページに掲載し公表しました。なお、専攻ごとの目的は規則には定めず、各研究科において別途定めることとしました。理工学研究科では、「各専攻における教育研究上の目的に関する要綱」を制定しています。

各研究科に対しては、大学院学生募集要項やシラバスなどで研究科の目的の周知を図るよう依頼しています。

### (2) 体系的な教育課程の編成と関連分野の基礎的素養の涵養への配慮

教育課程の編成方針について、大学院学則に設置基準と同様の趣旨の規定を盛り込むとともに、各研究科において、今後、教育課程編成の検討を行う場合に、大学院設置基準改正の趣旨を踏まえるよう依頼しました。

### (3) 大学院の課程における成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定の実施

大学院学則に、大学院設置基準改正で新たに求められ

た内容と同様の趣旨の規定を追加しました。

各研究科においては、シラバスに記載すべき項目等を検討するなど、授業及び研究指導の年間計画や成績評価基準等の学生に対する明示方法を定めて実施する必要があります。同様に、学位論文に係る評価及び修了の認定の基準についても、あらかじめ明示する必要があります。

## (4) 大学院の課程におけるFDの実施

大学院学則に、大学院設置基準改正で新たに求められた大学院におけるFDに関する規定を追加しました。

また、各研究科に対し、部局のFD委員会などでFD活動の実施方針等を策定し、実施することを依頼しました。

## 3 今後対応が求められる事項

このほか、中教審答申において提言されている事項には、次のようなものがあります。今後、これらについても、大学としての対応が求められるものと思われます。

- ・コースワークの充実・強化
- ・円滑な博士の学位授与の促進
- ・産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化
- ・学生に対する修学上の支援、流動性の拡大
- ・若手教員の教育研究環境の改善、流動性の拡大
- ・大学院の専門分野別自己点検・評価
- ・教育研究を通じた国際貢献・協調（各大学院における国際化戦略）